

受益者の皆様へ

平成 25 年 8 月 28 日

SBI アセットマネジメント株式会社

**弊社ファンドの基準価額の下落について**  
**SBI インド&ベトナム株ファンド**

平素はSBI インド&ベトナム株ファンド（以下、「本ファンド」といいます。）をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。2013年8月27日にインドの株式市場が大きく下落したこと等を受けて、本ファンドの基準価額が下記の通り下落いたしましたので、その要因についてご報告申し上げます。

**1.基準価額及び下落率(8月28日)**

ファンド名称	基準価額(円)	前日比(円)	騰落率(%)
SBI インド&ベトナム株ファンド	4,698	▲263	▲5.30

**2.基準価額の主な下落要因**

本ファンドのマザーファンドの1つを運用するステイト・バンク・オブ・インドの運用担当者は今回のインド株式市場が下落した主な背景と要因に関して、以下のようにコメントしています。

**市場概況：**

インドの代表的株価指数である SENSEX 指数及びニフティ指数は、8月27日に590ポイント（▲3.2%）、189ポイント（▲3.5%）それぞれ下落し、17,968ポイント、5,288ポイントとなりました（インドルピーベース）。27日のニフティ指数の下落率上位銘柄は、IDFC（同社株式の外国人持株比率の上限を74%から54%に引き下げるとの発表やMSCIスタンダード・アンド・ラージ・キャップ・インデックスからの除外を背景に約▲17%下落）、バーラト重電機（約▲10%下落）、ジャイプラカシュ・アソシエイツ（約▲9%下落）でした。他の大型株であるHDFC、HDFC銀行は、保有比率の高い海外機関投資家から売りを浴びせられたことから、それぞれ▲8%下落しました。業種別の指数では、BSE銀行株指数（▲5.3%）、BSE資本財指数（▲4.7%）、BSE電力株指数（▲4.5%）が最も下落しました。

**8月27日のインド株式市場下落の主な要因：**

輸入業者による旺盛な月末のドル買い需要により、インドルピー（INR）が過去最安値となる1ドル=66.07INRを付けました。

食糧安全保障法案（マンモハン・シン首相率いる政府・与党の再選戦略を支援する主要政策）の国会通過に伴う追加財政負担への懸念が市場心理の重しとなりました。食糧安全保障法案は、人口12億人の3分の2に当たる人々に補助金付きの安価な穀物を提供するものであり、政府が財政赤字や経常赤字を増加させる中、年間で約1兆2,500億インドルピー（195億ドル）の補助金が費用として生じると予測されています。

米格付け会社フィッチ・レーティングスの8月26日のコメントでは、歳入減少によりインドが2013年度の財政赤字目標を達成することはさらに難しくなっているとの見方が示されました。米格付け会社スタンダード・アンド・プアーズは大手格付け会社3社で唯一、現在「トリプルB マイナス」の格付けであるインドの長期債務格付けの見通しを「ネガティブ（格下げの可能性あり）」としています。インドの格付けが引き下げられた場合、同国は「ジャンク（投資非適格）」級の区分に分類されることになります。また、インド株式市場は、米連邦準備理事会による金融緩和プログラムの縮小見通しにより、5月以降、下方スパイラルに陥っています。

シリアの内戦が激化し、東南アジア経済が減速していることから、新興国株式市場は資本流出が加速するとの懸念により下落しています。

以上

お申込みメモ	
購入単位・価額	購入単位は販売会社がそれぞれ定める単位とします。購入価額は購入受付日の翌営業日の基準価額となります。(ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています)。なお、購入代金販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位・価額	換金単位は販売会社がそれぞれ定める単位とします。換金価額は換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。換金手数料はかかりません。なお、換金代金換金請求受付日から起算して7営業日目以降にお支払いいたします。
購入・換金申込受付不可日	お申込日がインド、ベトナム及び香港の証券取引所と銀行の休業日及び委託会社がお申込み不可と指定した日の場合には、お申込みの受付を行いません。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 ※受付時間は販売会社によって異なることでもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	平成24年9月5日(水)～平成25年9月4日(水) ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限、購入・換金申込受付の中止及び取消し	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)のお申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金(解約)のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限(設定日:平成19年7月25日)
決算日	決算日毎年6月4日及び12月4日(休業日の場合は翌営業日)
その他	※販売会社によっては分配金の再投資コースを設けています。 詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

ファンドの費用	
購入時手数料	購入申込金額に3.15%(税込)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に対し0.3%
運用管理費用(信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に年2.1%(税抜:年2.0%)を乗じて得た金額とします。なお、当該報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
その他の費用及び手数料	ファンドの監査費用 ファンドの監査費用、有価証券等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用、保管費用等本ファンドの投信に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用及びこれらに対する税金をファンドより間接的にご負担いただきます。 また、マザーファンドにおける株式売買にかかるキャピタル・ゲイン税等は、保有有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく、税額が確定次第速やかにその全額がマザーファンドに費用計上されます。また、インドで使用したキャピタル・ゲイン税等の計算にかかる税務顧問に関する費用もマザーファンドに費用計上されます。 ※これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。
その他	※上記費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドにかかるリスクについて

### 【基準価額の変動要因】

本ファンドは、主としてマザーファンドへの投資を通じて、株式などの値動きのある証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を投資対象としており、元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。また、基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。以下のリスクは特に記載のない限りマザーファンドについて記載しておりますが、当該リスクは結果的に本ファンドに影響を及ぼします。特に、本ファンドはマザーファンドへの投資を通じて主に外国株式へ投資を行いますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行体の財務状態の悪化等の影響により、その信託財産の価値が下落

し、結果として本ファンドが損失を被ることがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者に帰属します。

＜主な変動要因＞

株価変動リスク

本ファンドは、マザーファンドを通じて主にインド、ベトナムの株式に投資を行います。投資を行う株式の大幅な価格変動等があった場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

為替変動リスク

マザーファンドは外貨建資産を保有し、マザーファンド及び本ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国や投資対象資産の通貨が対円で円高となった場合には、基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

信用リスク

本ファンドが実質的に投資対象とする企業の経営等に直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。なお、マザーファンドが投資するベトナムの証券取引所に上場されている株式等の値動きに連動する債券については、債券の発行者に起因するリスクのほか、対象とする企業の株価の影響を受けますので、対象企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合は、当該債券の価値が大きく下落し、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

カントリーリスク

マザーファンドの投資対象株式発行体が所在する国々は、金融市場や政情が不安定であることから、金融市場や政情に起因する諸問題が株価や通貨に及ぼす影響は、先進国より大きいことがあります。また、それらの国々における株式・通貨市場は規模が小さく、流動性が低い場合があり、結果としてそれらの市場で取引される株式・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。さらに、それらの諸国においては、政府当局が一方的に規制を導入したり、政策変更を行うことによって証券市場に対し著しく悪影響を与えることがあります。また、証券取引所、会計基準、法規制等に関する制度が先進国市場とは異なる場合があります。運用上予期しない制約を受けることがあります。この場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

※リスクは上記に限定されるものではありません。

インド株式における留意点

(税制に関する留意点)

インド株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売買益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対してその他の税(以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。)が適用され、キャピタル・ゲイン税等の実効税率は最大16.2225%になります。また、有価証券の売買時に売買代金に対して0.1%の有価証券取引税が適用されます(平成25年7月現在)。マザーファンドはインドにおけるキャピタル・ゲイン税等の計算にあたり、現地の税務顧問を使用しますので、当該税務顧問に対する費用が発生します。これらの税金及び費用は信託財産から差引かれます。

(非課税利得の帰属について)

インドにおいては非居住者による1年を超える保有有価証券の売買益は、キャピタル・ゲイン税等の対象となりません。本ファンドは追加型ですので、マザーファンドが1年を超えて株式を保有し、キャピタル・ゲイン税等を負担しなかった場合の利得(以下「非課税利得」といいます。)は、マザーファンドが株式の売却を行った時点の本ファンドの投資者に帰属し、本ファンドの受益権を1年以上保有している投資者のみに帰属するものではありません。また、本ファンドの設定後、マザーファンドを投資対象とする他のファンドが設定された場合には、非課税利得は本ファンドの投資者のみに帰属するものではなく、他のファンドの投資者にも帰属することになります。

《投資信託ご購入の注意》

- 投資信託をご購入の際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、もしくは同時にお受取りになり、内容をご確認ください。
- 投資信託は値動きのあるものであり、元本保証、利回り保証、及び一定の運用成果の保証をするものではありません。したがって、運用実績によっては元本割れする可能性があります。
- 投資信託の基準価額の下落により損失を被るリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。
- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は、投資者保護基金の支払対象ではありません。

委託会社 SBIアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号

加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会



○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書(目論見書)の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。